



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定（森林管理課） 1
- 沖縄県証紙売りさばき人の指定（会計課） 1

公 告

- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 2

公安委員会事項

- 沖縄県公安委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 2

告 示

沖縄県告示第512号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年11月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保安林の所在場所 名護市字屋我墨屋原143番6
 - 2 指定の目的 潮害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第513号

沖縄県証紙条例（昭和47年沖縄県条例第94号）第5条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

令和3年11月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

名称	所在地	売りさばき所の所在地	指定年月日
合同会社石垣島	石垣市美崎町1番地 離島ターミナル内七人本舗	石垣市字真栄里672番地 (石垣市役所庁舎内)	令和3年10月21日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、与那原町から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・3与那原公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第10号

沖縄県公安委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年11月9日

沖縄県公安委員会

沖縄県公安委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県公安委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「第15条第1項第5号」を「第17条第1項第5号」に改める。

附 則

この規則は、令和3年11月9日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--